

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
平成21年度 サーバ賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	2,719,080	2,719,080	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成24年度	
平成21年度 大型園筒作成機器賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知河川国道事務所 三戸 雅文 高知県高知市六泉寺町96-7	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	会計法第29条の3第4項	1,638,000	1,638,000	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成23年度	
平成21年度 C/S機器賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 国営讃岐まんのう公園事務所 清家 基哉 香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12	平成21年4月1日	NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	2,259,810	2,259,804	100.0%	-	賃貸借期間を48ヶ月として平成19年度に一般競争入札にて相手方を決定しリースを行っているため。	平成23年度	
平成21年度 大渡ダムサーバ賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大渡ダム管理所 大澤 敏之 高知県仁淀川町高瀬3815	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	2,293,200	2,293,200	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成24年度	
平成21年度 パーソナルコンピュータ賃貸借(その1)保守等含む	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所 荻野 宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目16番3号	会計法第29条の3第4項	1,864,800	1,864,800	100.0%	-	本件は、賃貸借期間を36ヶ月として、平成19年度に一般競争入札にて導入した機器であり、現在も継続期間中の賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
平成21年度 道路管理者用モバイルパソコン賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所 荻野 宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	会計法第29条の3第4項	1,115,100	1,115,100	100.0%	-	本件は、賃貸借期間を36ヶ月として、平成18年度に一般競争入札にて導入した機器であり、現在も継続期間中の賃貸借契約を行うものである。本年度中の期間終了後は、機器の損傷やスペックの陳腐化もないため、再リース契約を行う。	平成23年度	
平成21年度 道路巡回用システム関連機器賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所 荻野 宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	会計法第29条の3第4項	913,500	913,500	100.0%	-	本件は、賃貸借期間を36ヶ月として、平成19年度に一般競争入札にて導入した機器であり、現在も継続期間中の賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
デジタル複合機賃貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所 荻野 宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国(株) 香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	1,680,997	1,680,997	100.0%	-	本件は、賃貸借期間を36ヶ月として、平成18年度に一般競争入札にて導入した機器であり、現在も継続期間中の賃貸借契約を行うものである。本年度中の期間終了後は、機器の損傷やスペックの陳腐化もないため、再リース契約を行う。	平成22年度	
デジタル複合機賃貸借及び保守(その2)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所 荻野 宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国(株) 香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	2,774,016	2,774,016	100.0%	-	本件は、賃貸借期間を36ヶ月として、平成19年度に一般競争入札にて導入した機器であり、現在も継続期間中の賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
デジタル複合機賃貸借及び保守(その3)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所 荻野 宏之 高知県高知市江陽町2-2	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国(株) 香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	3,012,781	3,012,781	100.0%	-	本件は、賃貸借期間を36ヶ月として、平成20年度に一般競争入札にて導入した機器であり、現在も継続期間中の賃貸借契約を行うものである。	平成23年度	
平成21年度 小規模電子計算機賃貸借(その1)(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	8,273,265	8,273,265	100.0%	-	本件は、平成19年度に賃貸借期間を36ヶ月として一般競争により導入した機器であり、現在も継続期間中であり賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
平成21年度 小規模電子計算機賃貸借(その3)(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	3,080,448	3,080,448	100.0%	-	本件は、平成19年度に賃貸借期間を36ヶ月として一般競争により導入した機器であり、現在も継続期間中であり賃貸借契約を行うものである。	平成23年度	
平成21年度 行政サーバ賃貸借(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	4,369,680	4,369,680	100.0%	-	本件は、平成19年度に賃貸借期間を48ヶ月として一般競争により導入した機器であり、現在も継続期間中であり賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
平成21年度 道路管理情報処理機器賃貸借(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	(株)オプトピア 徳島県徳島市城東町1-8-25	会計法第29条の3第4項	876,960	876,960	100.0%	-	本件は、平成19年度に賃貸借期間を36ヶ月として一般競争により導入した機器であり、現在も継続期間中であり賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
平成21年度 道路防災パソコン賃貸借(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	会計法第29条の3第4項	1,467,144	1,467,144	100.0%	-	本件は、平成19年度に賃貸借期間を36ヶ月として一般競争により導入した機器であり、現在も継続期間中であり賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
平成21年度 監督官詰所外電子複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国(株) 香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	5,753,124	5,753,124	100.0%	-	本件は、一般競争入札により3年拘束リースで導入しており、継続して賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
平成21年度 総務課外電子複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国(株) 香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	6,509,676	6,509,676	100.0%	-	本件は、一般競争入札により3年拘束リースで導入しており、継続して賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
平成21年度 出張所電子複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	(株)金剛 徳島県徳島市新内町1-11-1	会計法第29条の3第4項	2,482,956	2,482,956	100.0%	-	本件は、一般競争入札により3年拘束リースで導入しており、継続して賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
平成21年度 工務第二課電子複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 佐々木 一英 徳島県徳島市上吉野町3-35	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国(株) 香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	1,378,560	1,378,560	100.0%	-	本件は、一般競争入札により3年拘束リースで調達し、期限を終了してからは再リースしているものである。各機種は日常業務の要求を満足し、保守管理体制も整っており、かつ継続して使用する場合、低額で賃貸借する事が可能であることから、契約を行うものである。	平成22年度	
デジタル複合機賃貸借及び保守(その5)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四万十市右山2033の14	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国(株) 香川県高松市磨屋町8番地1	会計法第29条の3第4項	4,655,700	4,655,700	100.0%	-	本件は、中村河川国道事務所調査課・計画課で使用デジタル複合機賃貸借及び保守を行うものである。本デジタル複合機は、一般競争により、平成19年4月から賃貸借期間を36ヶ月として上記業者とリース契約を行い導入しているものである。平成21年度は、リース期間内なので、上記業者が本契約を履行できる唯一の者で	平成22年度	
平成21年度 システム機器賃貸借(その1)[保守等含む]	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四万十市右山2033の14	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	3,254,076	3,254,076	100.0%	-	本業務は、中村河川国道事務所においてサーバに接続するパソコン環境を整備し、情報の交換・伝達やデータのとりまとめ等、事務処理の効率・高度化を促進し、円滑な行政サービスの向上を図る為に、パソコンを賃貸借により導入するものである。本賃貸借は賃貸借期間を36ヶ月として、平成19年度に一般競争入札により契約を締結しており、平成21年度の賃貸借契約を行うものである。	平成22年度	
平成21年度 フルカラーシステム機賃貸借(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四万十市右山2033の14	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目16番3号	会計法第29条の3第4項	1,442,700	1,442,700	100.0%	-	本業務は、中村河川国道事務所において事務処理の効率・高度化を促進し、円滑な行政サービスの向上を図る為に、ネットワークシステムを介した図面印刷・スキャナーが可能なフルカラーシステム機を賃貸借により導入するものである。本賃貸借は、賃貸借期間を36ヶ月として、平成19年度に一般競争入札により契約を締結しており、平成21年度も引き続き上記業者との随意契約を行うものである。	平成23年度	
平成21年度 AOデジタル複合機賃貸借(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四万十市右山2033の14	平成21年4月1日	リコー関西(株) 四万十市具岡田黒1丁目12-38	会計法第29条の3第4項	918,701	918,701	100.0%	-	本業務は、中村河川国道事務所において事務処理の効率・高度化を促進し、円滑な行政サービスの向上を図る為に、ネットワークシステムを介した図面印刷・スキャナーが可能なデジタル複写機を賃貸借により導入するものである。本賃貸借は、賃貸借期間を36ヶ月として、平成19年度に一般競争入札により契約を締結しており、平成21年度も引き続き上記業者との随意契約を行うものである。	平成23年度	
平成21年度 サーバ賃貸借(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所 後藤 茂久 高知県四万十市右山2033の14	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	4,200,840	4,200,840	100.0%	-	本業務は、中村河川国道事務所においてクライアント・サーバ方式のコンピュータネットワークシステムが構築されており、ネットワークを利用したのプリンタの共有及びファイルの共有を行うためのPCサーバを賃貸借により導入するものである。本賃貸借は、賃貸借期間を48ヶ月として、平成19年度に一般競争入札により契約を締結しており、平成21年度の賃貸借契約を行うものである。	平成24年度	
平成21年度 研修用コンピュータ外賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国技術事務所 川崎 末和 香川県高松市牟礼町牟礼1545	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	1,931,832	1,931,832	100.0%	-	長期間査定により単価を設定しているため	平成22年度	
平成21年度 サーバ機器賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国技術事務所 川崎 末和 香川県高松市牟礼町牟礼1545	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	10,881,108	10,881,108	100.0%	-	長期間査定により単価を設定しているため	平成23年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
平成21年度 端末装置賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田797-2	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	3,533,292	3,533,292	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成22年度	
平成21年度 端末装置賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田797-2	平成21年4月1日	NECキャピタルソリューション(株) 四国支店 香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	921,375	921,375	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成22年度	
平成21年度 行政サーバ賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所 林 重延 阿南市領家町室ノ内390	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	2,760,660	2,760,660	100.0%	-	既にリース期間は満了しているが、更新しなくても現在の機器で十分使用できるものであり、新規契約するよりも経済的であるため、平成21年度も継続し賃貸借を行う。	平成22年度	
平成21年度 サーバ賃貸借(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中筋川総合開発工事事務所 近藤 秀樹 高知県宿毛市平田町戸内1692番地1	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	3,955,140	3,955,140	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成24年度	
平成21年度 フルカラーシステム機器賃貸借(保守等含む)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中筋川総合開発工事事務所 近藤 秀樹 高知県宿毛市平田町戸内1692番地1	平成21年4月1日	リコーリース(株) 四国支社 香川県高松市栗ハゼ町9番地7	会計法第29条の3第4項	1,031,940	1,031,940	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成22年度	
平成21年度 サーバ賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国山地砂防事務所 桜井 亘 三好市井川町西井川68-1	平成21年4月1日	日立キャピタル(株) 高松支店 香川県高松市古新町3番地1	会計法第29条の3第4項	3,333,960	3,333,960	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成23年度	
平成21年度 四国山地砂防事務所ネットワーク機器賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国山地砂防事務所 桜井 亘 三好市井川町西井川68-1	平成21年4月1日	NECキャピタルソリューション(株) 四国支店 香川県高松市中野町29番2号	会計法第29条の3第4項	3,311,280	3,311,280	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成22年度	
平成21年度 四国山地砂防事務所ネットワーク機器賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国山地砂防事務所 桜井 亘 三好市井川町西井川68-1	平成21年4月1日	NECキャピタルソリューション(株) 四国支店 香川県高松市中野町29番2号	会計法第29条の3第4項	3,311,280	3,311,280	100.0%	-	複数年度を前提として初年度に一般競争により契約を行ったものの次年度以降に係る契約のため	平成22年度	
平成21年度 大洲河川国道事務所外電子複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪府大阪市中央区谷町4-11-6	会計法第29条の3第4項	2,763,180	2,740,248	99.2%	-	平成18年1月に一般競争によりリース開始し期間は満了したが、更新しなくても現在の機器で十分使用でき、新規契約するよりも経済的であるため、平成21年度も継続し賃貸借を行う。	平成22年度以降	
平成21年度 デジタル複写機(カラー)賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪府大阪市中央区谷町4-11-6	会計法第29条の3第4項	2,208,780	2,208,780	100.0%	-	平成19年7月に一般競争によりリース開始し、次年度以降随意契約により賃貸借を継続する契約。(平成22年6月末までを期間とする)平成21年度も継続し賃貸借を行う。	平成22年度以降	
平成21年度 大型図面複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪府大阪市中央区谷町4-11-6	会計法第29条の3第4項	3,103,884	3,103,884	100.0%	-	平成17年10月に一般競争によりリース開始し、次年度以降随意契約により賃貸借を継続する契約。(平成22年9月末までを期間とする)平成21年度も継続し賃貸借を行う。	平成22年度以降	
平成21年度 道路巡回システム携帯端末機器賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都江東区東横1-7-12	会計法第29条の3第4項	839,160	839,160	100.0%	-	平成20年3月に一般競争によりリース開始し、次年度以降随意契約により賃貸借を継続する契約。(平成23年2月末までを期間とする)平成21年度も継続し賃貸借を行う。	平成22年度以降	
平成21年度 大洲河川国道事務所洪水予測サーバ賃貸借	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 木村 正己 愛媛県大洲市中村210	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	801,360	801,360	100.0%	-	平成21年3月に一般競争によりリース開始し、次年度以降随意契約により賃貸借を継続する契約。(平成26年2月末までを期間とする)平成21年度も継続し賃貸借を行う。	平成24年度以降	
総合的文書管理システムサーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	日立キャピタル(株) 福岡市博多区店屋町1-35	会計法第29条の3第4項	2,828,936	2,828,936	100.0%	-	平成22年度に全府省統一の新文書管理システムに移行する予定であり、その新システムはサーバが不用であるため、移行するまでの間については、再リースを行うものである。	平成22年度	
総合的文書管理システム書誌保管サーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	NECキャピタルソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	6,058,080	6,058,080	100.0%	-	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	
電子公文書作成システムサーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(株)BCC 福岡市中央区六本松2-12-19	会計法第29条の3第4項	1,503,180	1,503,180	100.0%	-	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	

契約名称及び内容	契約執等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	着札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
入札説明書等ダウンロードシステムサーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株)	会計法第29条の3第4項	7,418,880	7,418,880	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成23年度	
CAMS・GRMSサーバ外1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	NECキャピタルソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	32,140,080	32,140,080	100.0%	—	リース契約中の為	平成23年度	
ADAMSゲートウェイサーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株)	会計法第29条の3第4項	1,276,884	1,276,884	100.0%	—	リース契約中の為	平成22年度	
複写電送装置賃貸借及び保守(契約課外24箇所)一括調達	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	リコーリース(株)	会計法第29条の3第4項	1,316,864	1,316,864	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	
複写電送装置(親展用)賃貸借及び保守一括調達	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	リコーリース(株)	会計法第29条の3第4項	1,845,392	1,845,392	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	
パーソナルコンピュータサーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	JA三井リース(株)	会計法第29条の3第4項	20,611,080	20,611,080	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	
モバイルパソコン1式賃貸借(その1)	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(株)BCC	会計法第29条の3第4項	5,386,500	5,386,500	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	
パーソナルコンピュータ1式賃貸借(その3)	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	NECキャピタルソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	32,243,400	32,243,400	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成23年度	
災害情報共有化システム用DBサーバ外1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株)	会計法第29条の3第4項	8,024,940	8,024,940	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成25年度	
プリンター1式賃貸借(その3)	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	(株)キューコーリース	会計法第29条の3第4項	4,533,375	4,533,375	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	
パーソナルコンピュータ1式賃貸借(その5)	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	日建電設(株)	会計法第29条の3第4項	2,381,400	2,381,400	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	
ウイルス対策サーバ(UNIX系)外1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	日建電設(株)	会計法第29条の3第4項	1,751,400	1,751,400	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成24年度	
プリンター1式賃貸借(その1)	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	リコーリース(株)	会計法第29条の3第4項	5,384,484	5,384,484	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成23年度	
統合EWSサーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	日本電子計算機(株)	会計法第29条の3第4項	12,594,072	12,594,072	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成24年度	
パーソナルコンピュータ1式賃貸借(その2)	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株)	会計法第29条の3第4項	28,718,760	28,718,760	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成22年度	
ポータルサイトサーバ外1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	日本電子計算機(株)	会計法第29条の3第4項	5,381,460	5,381,460	100.0%	—	20年度以前のリース契約であり、今年度中にリース期間が満了しなかったため	平成24年度	

契約名称及び内容	契約相手の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
河川GISシステム用サーバ1式買貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	NECキャピタルソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	3,774,960	3,774,960	100.0%	—	国債予算を要求中であるが、H22年度は困難なので、H23年度から国債に移行することになっている。その間は再リースをせざるを得ない。	平成23年度	単価契約
新用地補償管理システムサーバ1式買貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株)	会計法第29条の3第4項	1,820,070	1,820,070	100.0%	—	H22. 12に国債により発注のため11月末まで再リース	平成22年度	
軽貨物自動車5個買貸借(遠賀川河川事務所 出張所)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝廻1丁目1番1号	平成21年4月1日	(株)トヨタレンタリース福岡	会計法第29条の3第4項	1,247,400	1,247,400	100.0%	—	平成19年度から4年間の買貸借契約であるため。	平成23年度	単価契約
広幅複写機買貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝廻1丁目1番1号	平成21年4月1日	(株)福助屋	会計法第29条の3第4項	1,653,120	1,653,120	100.0%	—	平成20年度から5年間の買貸借契約であるため。	平成25年度	単価契約
ファクシミリ買貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局遠賀川河川事務所長 津森貴行 直方市溝廻1丁目1番1号	平成21年4月1日	(株)福助屋	会計法第29条の3第4項	1,168,020	1,168,020	100.0%	—	平成20年度から3年間の買貸借契約であるため。	平成23年度	単価契約
道路巡回システム機器買貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成21年4月1日	日産電設(株) 熊本市湖東3-24-10	会計法第29条の3第4項	120,750	120,750	100.0%	—	現基本買貸借契約期間がH24. 3. 31までであり、期間満了後は一般競争へ移行する。	平成24年度	
広幅カラープリンター買貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 福岡国道事務所長 森山誠二 福岡市東区名島3-24-10	平成21年4月1日	(株)フジモト 福岡市博多区博多駅南6-2-30	会計法第29条の3第4項	122,220	122,220	100.0%	—	現基本買貸借契約期間がH24. 3. 31までであり、期間満了後は一般競争へ移行する。	平成24年度	
小型貨物自動車買貸借及び保守(その5)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	エヌディーリース・システム(株)九州支社 福岡市博多区上牟田3-7-18	会計法第29条の3第4項	861,840	861,840	100.0%	—	当該小型貨物自動車は平成18年11月に一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は3ヶ年目にあたるため。	平成23年度	
デジタル複合機の買貸借及び保守(その2)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-2	会計法第29条の3第4項	2,785,860	1,098,720	39.4%	—	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
デジタル複合機の買貸借及び保守(その3)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-2	会計法第29条の3第4項	3,955,140	1,305,360	33.0%	—	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
デジタル複合機の買貸借及び保守(その4)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-2	会計法第29条の3第4項	3,153,780	841,680	26.7%	—	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
デジタル複合機の買貸借及び保守(その5)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-2	会計法第29条の3第4項	2,914,380	748,440	25.7%	—	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
デジタル複合機の買貸借及び保守(その6)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-2	会計法第29条の3第4項	2,611,980	655,200	25.1%	—	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
デジタル複合機の買貸借及び保守(その7)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	(株)オーニシ 福岡市博多区博多駅南5-16-32	会計法第29条の3第4項	2,728,524	1,275,372	46.7%	—	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
デジタル複合機の買貸借及び保守(その8)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-2	会計法第29条の3第4項	4,047,120	1,021,860	25.2%	—	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
デジタル複合機の買貸借及び保守(その9)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-2	会計法第29条の3第4項	4,047,120	1,021,860	25.2%	—	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再試験の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
デジタル複合機の賃貸借及び保守(その10)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-2	会計法第29条の3第4項	4,004,280	1,018,080	25.4%	-	当該デジタル複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
ファクシミリ賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	(株)オーニシ 福岡市博多区博多駅前5-16-32	会計法第29条の3第4項	2,349,264	1,250,676	53.2%	-	当該ファクシミリは平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
広幅電子複写機の賃貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	(株)オーニシ 福岡市博多区博多駅前5-16-32	会計法第29条の3第4項	1,953,000	1,382,950	70.8%	-	当該広幅電子複写機は平成20年度の一般競争入札で、5ヶ年(60ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成25年度	
道路巡回システム関連機器賃貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州国道事務所長 後田徹 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	平成21年4月1日	日建電設(株) 熊本市湖東3-24-10	会計法第29条の3第4項	1,451,520	1,451,520	100.0%	-	当該機器は平成20年3月に一般競争入札で、4ヶ年(48ヶ月)の契約期間を見積条件として調達したものであり、平成21年度は2ヶ年目にあたるため。	平成23年度	
デジタル複合機5個賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局武雄河川事務所長 田中敬也 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745	平成21年4月1日	(株)ソアー 佐賀県佐賀市鍋島3丁目10番14号	会計法第29条の3第4項	1,030,800	1,030,800	100.0%	-	本局一括調達の国債契約に切り替るまでの、複数年リース契約の継続期間中であるため。	平成22年度	
デジタルフルカラー複合機1個賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局武雄河川事務所長 田中敬也 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745	平成21年4月1日	リコー九州(株)佐賀支社 佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	会計法第29条の3第4項	2,923,608	2,923,608	100.0%	-	本局一括調達の国債契約に切り替るまでの、複数年リース契約の継続期間中であるため。	平成22年度	
小型貨物自動車2個賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局武雄河川事務所長 田中敬也 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745	平成21年4月1日	(株)トヨタレンタリース 博多 福岡県福岡市博多区東光1丁目4番10号	会計法第29条の3第4項	830,400	830,400	100.0%	-	複数年のリース期間であり、契約の継続期間中であるため。	平成22年度	
カラー複写機2個賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局嘉瀬川ダム工事事務所長 中島修 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成21年4月1日	中島商事(株)佐賀支店 佐賀市鍋島1-8-7	会計法第29条の3第4項	1,679,580	1,679,580	100.0%	-	3年間のリース契約を前提とした競争契約を行っているため	平成22年度	
カラーデジタル複合機外1件賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局嘉瀬川ダム工事事務所長 中島修 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成21年4月1日	リコー九州(株)佐賀支社 佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	会計法第29条の3第4項	1,738,800	1,738,800	100.0%	-	3年間のリース契約を前提とした競争契約を行っているため	平成23年度	
カラー複合機外5個賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐賀国道事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	リコー九州(株)	会計法第29条の3第4項	1,600,000	1,600,000	100.0%	-	数年間のリース契約のためリース期間終了までの間は同一業者との契約となる。	平成22年度	
カラー複合機4個賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐賀国道事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	リコー九州(株)	会計法第29条の3第4項	1,900,000	1,900,000	100.0%	-	数年間のリース契約のためリース期間終了までの間は同一業者との契約となる。	平成23年度	
カラー複合機2台賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐賀国道事務所長 田中幸太郎 佐賀市新中町5番10号	平成21年4月1日	リコー九州(株)	会計法第29条の3第4項	1,500,000	1,500,000	100.0%	-	数年間のリース契約のためリース期間終了までの間は同一業者との契約となる。	平成22年度	
デジタル複合機賃貸借及び保守(その3)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	富士ゼロックス熊本(株)	会計法第29条の3第4項	7,814,681	7,814,681	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
デジタル複合機賃貸借及び保守(その4)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	(有)文具のおくば	会計法第29条の3第4項	883,943	883,943	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
小型貨物自動車3個賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	(株)トヨタレンタリース 熊本	会計法第29条の3第4項	1,013,040	1,013,040	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
小型貨物自動車4個賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	(株)トヨタレンタリース 熊本	会計法第29条の3第4項	1,567,400	1,567,440	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
小型貨物自動車2個賃貸借(その3)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	エヌディーリース・システム(株)	会計法第29条の3第4項	902,160	902,160	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約相手の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
小型貨物自動車2個買貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	(株)トヨタレンタリース博多	会計法第29条の3第4項	1,045,800	1,045,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
道路巡回システム関連機器買貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成21年4月1日	日建電設(株)	会計法第29条の3第4項	3,099,600	3,099,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
小型貨物自動車3個買貸借(N DLS)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村 昌史 大分市西大道1丁目1番71号	平成21年4月1日	エヌディーリース・システム(株)九州支社 福岡市博多区上牟田3-7-1	会計法第29条の3第4項	1,297,800	1,297,800	100.0%	-	リース契約期間が満了しないため	平成22年度	
電子複写機買貸借及び保守(その2)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村 昌史 大分市西大道1丁目1番71号	平成21年4月1日	(有)ファンシー 大分市下郡中央3丁目8番8号	会計法第29条の3第4項	2,476,524	2,476,524	100.0%	-	リース契約期間が満了しないため	平成22年度	
デジタル複合機外買貸借及び保守(リコ-九州)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村 昌史 大分市西大道1丁目1番71号	平成21年4月1日	リコ-九州(株)大分支部 大分市萩原4丁目8番7号	会計法第29条の3第4項	5,758,824	5,758,824	100.0%	-	リース契約期間が満了しないため	平成22年度	
小型貨物自動車3個買貸借(T RL博多)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村 昌史 大分市西大道1丁目1番71号	平成21年4月1日	(株)トヨタレンタリース博多 福岡市博多区東光1丁目4番10号	会計法第29条の3第4項	1,157,940	1,157,940	100.0%	-	リース契約期間が満了しないため	平成23年度	
図面プロッター外買貸借(ネットエ-ス)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村 昌史 大分市西大道1丁目1番71号	平成21年4月1日	(株)ネットエ-ス 大分市牧2丁目14番3号	会計法第29条の3第4項	23,030,604	23,030,604	100.0%	-	リース契約期間が満了しないため	平成22年度	
道路管理巡回システム関連機器買貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14	平成21年4月1日	(株)ネットエ-ス	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っているものであり、その前提となる契約期間終了を待たざるを得ないために、再リースを行ったため。	平成22年度	
建設CALS用PC買貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14	平成21年4月1日	(株)ネットエ-ス	会計法第29条の3第4項	3,402,000	3,402,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っているものであり、その前提となる契約期間終了を待たざるを得ないために、再リースを行ったため。	平成22年度	
電力料 ※佐伯河川国道事務所	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	-	5,986,421	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	平成22年度	
電力料 ※宇くまのと外	分任支出負担行為担当官九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14	平成21年4月1日	九州電力(株)	会計法第29条の3第4項	-	4,459,085	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	平成22年度	
デジタル複合機買貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大分川ダム工事事務所長 平松信幸 大分市舞鶴町1丁目3番30号	平成21年4月1日	(株)ネットエ-ス	会計法第29条の3第4項	203,393	203,393	100.0%	-	契約期間が満了していないため	平成23年度	
デジタルカラー複合機買貸借及び保守(その7)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大分川ダム工事事務所長 平松信幸 大分市舞鶴町1丁目3番30号	平成21年4月1日	リコ-九州(株)	会計法第29条の3第4項	613,885	611,995	99.7%	-	契約期間が満了していないため	平成25年度	
カラー図面プリンター買貸借外8件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大分川ダム工事事務所長 平松信幸 大分市舞鶴町1丁目3番30号	平成21年4月1日	(株)ネットエ-ス	会計法第29条の3第4項	203,393	203,393	100.0%	-	契約期間が満了していないため	平成23・24年度	
小型貨物自動車4個買貸借(本所・都城国道)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地	平成21年4月1日	(株)トヨタレンタリース博多 福岡市博多区東光1-4-10	会計法第29条の3第4項	1,422,540	1,422,540	100.0%	-	買貸借期間がH24年9月迄継続するため。	平成24年度	
小型貨物自動車4個買貸借(工務3外)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地	平成21年4月1日	エヌディーリース・システム(株) 福岡市博多区上牟田3-7-18	会計法第29条の3第4項	1,748,880	1,748,880	100.0%	-	買貸借期間がH23年3月迄継続するため。	平成24年度	
電子複写機等12個買貸借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武士俊也 鹿児島県肝野郡肝付町新富1013-1	平成21年4月1日	リコ-九州(株)鹿屋営業所 鹿屋市朝日町10-6	会計法第29条の3第4項	1,494,360	1,494,360	100.0%	-	平成19年10月から平成22年9月までのリース契約のため	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電話料(事務所・水開門)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局大隈河川国道事務所長 武土俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	平成21年4月1日	KDDI(株) 東京都千代田区飯田橋3-10-10	会計法第29条の3第4項	-	3,790,000	-	-	au携帯電話端末(H19~)の更新時期まで移行不可	平成22年度以降	
デジタル複合機買借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5	平成21年4月1日	(株)しんぶく 鹿児島市上之園町9-8	会計法第29条の3第4項	887,040	887,040	100.0%	-	リース契約期間が満了しないため	平成24年度	
道路巡回システム関係機器買借及び保守(H18)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5	平成21年4月1日	(株)しんぶく 鹿児島市上之園町9-8	会計法第29条の3第4項	2,425,500	2,425,500	100.0%	-	リース契約期間が満了しないため	平成23年度	
デジタル複合機4点買借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5	平成21年4月1日	鹿児島製機(株) 鹿児島市祇園之洲町32	会計法第29条の3第4項	1,051,596	1,051,596	100.0%	-	リース契約期間が満了しないため	平成23年度	
電子複写機外1件買借及び保守	分任支出負担行為担当官九州地方整備局九州技術事務所長 岩屋信一郎 久留米市高野1丁目3番1号	平成21年4月1日	タイガー商工(株)	会計法第29条の3第4項	1,927,800	1,927,800	100.0%	-	リース期間継続中であるため	平成23年度	平成23年10月よりリース国債予定
小型貨物自動車4個買借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所長 戸田克穂 福岡市東区大字西戸崎18-1	平成21年4月1日	(株)トヨタレンタリース博多	会計法第29条の3第4項	1,500,660	1,500,660	100.0%	-	供給者が一に特定される買借契約であるため	平成24年度	
55デジタル複合機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	1,417,308	1,417,308	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
57デジタル複合機1式外1件の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	4,081,188	4,081,188	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
58デジタル複合機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(株)キヤツ 北海道札幌市中央区南二十一条西10-1-36	会計法第29条の3第4項	2,177,700	2,177,700	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
59デジタル複写機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	2,802,696	2,802,696	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
60デジタル複合機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	1,544,045	1,544,045	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
61 デジタル複合機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	1,865,556	1,865,556	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
1028パーソナルコンピュータ(ノート型)256式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	大丸藤井(株) 北海道札幌市中央区南1西3-2	会計法第29条の3第4項	7,197,120	7,197,120	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ14式外3式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	1,509,480	1,509,480	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
技術情報データベース用サーバ外2式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	861,840	861,840	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
LAN関連機器1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	3,853,080	3,853,080	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
情報通信機器一式買借及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	1,864,800	1,864,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
除雪機械等情報管理システムサーバ貸借及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	3,311,280	3,311,280	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
318北海道開発局DMZスイッチの借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	北海道日興通信(株) 北海道札幌市中央区大通東7-12-33	会計法第29条の3第4項	1,215,900	1,215,900	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
319北海道開発局本庁舎フロアスイッチ58式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	5,441,940	5,441,940	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
1029入札説明書等の電子的提供用サーバ1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	1,866,060	1,866,060	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
1031電子納品保管管理システム用機器一式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	14,618,000	14,618,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
1032土木精算システムサーバ一式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	6,085,800	6,085,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
1033阿川敷地占用許可及び道路占用許可システム用サーバ1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	938,700	938,700	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
1034ネットワーク侵入検知装置1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	北海道日興通信(株) 北海道札幌市中央区大通東7-12-33	会計法第29条の3第4項	1,002,204	1,002,204	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
1035グループウェアシステム1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	36,905,400	36,905,400	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
1036暗号化ソフト関連機器1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	1,499,400	1,499,400	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
1037アンチスパムメール用機器1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	3,742,200	3,742,200	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
1038Webサーバ等機器一式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	北海道日興通信(株) 北海道札幌市中央区大通東7-12-33	会計法第29条の3第4項	3,839,220	3,839,220	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
1039ウェブサイト検索サーバ1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(株)エスエスイー 北海道札幌市北区北7条西5丁目7-1	会計法第29条の3第4項	1,514,520	1,514,520	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
1041次期業務支援システム用サーバ貸借及び保守一式	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	9,739,800	9,739,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
1044ファイアーウォールサーバの借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	札幌ビジネス・サポート(株) 北海道札幌市東区北16条東19丁目1-14 NDSビル内	会計法第29条の3第4項	3,754,800	3,754,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
用地管理システム用サーバ外1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	札幌ビジネス・サポート(株) 北海道札幌市東区北16条東19丁目1-14 NDSビル内	会計法第29条の3第4項	1,638,000	1,638,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
1047道路占用許可電子申請システム用サーバ一式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	東芝コミュニケーションシステムサービス(株) 東京都港区高輪3-5-23	会計法第29条の3第4項	5,458,320	5,458,320	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
1051除雪機械等情報管理システム外部公開用サーバ1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	3,112,200	3,112,200	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
総合的文書管理システム用サーバ1式の借入及び保守(再リース)	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	10,125,360	10,125,360	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随章契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
(再リース)管理積算システムRIBCの賃貸借	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項	1,146,600	1,146,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電話料	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,336,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信業務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	4,109,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信業務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
滝野公園 共通PC一式借入	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	830,964	830,964	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
電子複写機12台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	札幌ビジネス・サポート(株) 北海道札幌市東区北1 6条東19丁目1-14 NDSビル内	会計法第29条の3第4項	21,048,972	21,048,972	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(電子検定納品用)39台外借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	新興サービス(株) 東京都港区西新橋3-7-1	会計法第29条の3第4項	5,733,000	5,733,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)300台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	新興サービス(株) 東京都港区西新橋3-7-1	会計法第29条の3第4項	8,202,600	8,202,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)62台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)大塚商会 東京都千代田区飯田 橋2-18-4	会計法第29条の3第4項	1,534,680	1,534,680	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)4台外一式借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	1,726,200	1,726,200	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(工事情報提供用・ノート型)21台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	1,918,344	1,918,344	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)400台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2 -7-1	会計法第29条の3第4項	12,666,024	12,666,024	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
レーザープリンタ48台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	札幌ビジネス・サポート(株) 北海道札幌市東区北1 6条東19丁目1-14 NDSビル内	会計法第29条の3第4項	4,154,976	4,154,976	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
カラープリンタ6台外一式借入	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)エーワングループ 北海道札幌市白石区 菊水元町6条3丁目1 -17	会計法第29条の3第4項	2,840,040	2,840,040	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
LAN関連機器一式借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	新興サービス(株) 東京都港区西新橋3-7-1	会計法第29条の3第4項	5,166,000	5,166,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
交通査常時観測オンラインシステムサーバ機器一式借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北 十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	1,411,200	1,411,200	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
土木積算業務用サーバー一式借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	6,552,000	6,552,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
CADシステム外一式借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)サンコー 北海道札幌市中央区 北2条西2丁目32番	会計法第29条の3第4項	1,764,000	1,764,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
用地課サーバー一式借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	3,766,140	3,766,140	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
グループウェアシステム一式の買貸借及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	8,744,400	8,744,400	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
農業積算サーバー6台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	4,110,120	4,110,120	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
Webキャッシュサーバ外借入及び保守一式	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	2,531,340	2,531,340	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
携帯電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,680,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	3,732,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
札幌南農業事務所プレハブ倉庫外借上げ	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	緑リース(株) 東京都港区六本木6丁 目11-17	会計法第29条の3第4項	3,225,600	3,225,600	100.0%	-	複数年度を前提に初年度に係る契約のみ一般競争等を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものについて、契約更新時期を待たざるを得なかったため。	平成25年度	
樺戸農業開発事業所 仮設宿泊所借上	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	昭和マテリアル(株) 北海道岩見沢市上幌 向町542番地7	会計法第29条の3第4項	9,216,900	9,216,900	100.0%	-	複数年度を前提に初年度に係る契約のみ一般競争等を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものについて、契約更新時期を待たざるを得なかったため。	平成22年度	
モノク複合機買貸借及び保守(樺戸農業開発事業所)	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	1,496,588	1,496,588	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
カラ複合機買貸借及び保守(樺戸農業開発事業所)	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	3,968,760	3,968,760	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
道路管理システム用端末機一式借上	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道路事務所 札幌市豊平区水車町1丁目1番2号	平成21年4月1日	(株)コンピュータ・サ ポート 北海道札幌市中央区 北1条東2丁目5-2	会計法第29条の3第4項	973,344	973,344	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電話料	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道路事務所 札幌市豊平区水車町1丁目1番2号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	11,871,989	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道路事務所 札幌市豊平区水車町1丁目1番2号	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,667,382	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	6,862,656	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	13,800,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,100,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	7,000,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	4,483,380	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,455,454	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,770,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,180,341	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,573,782	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
行政文書管理用ファイルサーバー一式借入及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,093,680	1,093,680	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
複写機(富士ゼロックスDocuCentre719CP)一式借入れ及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区 大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	1,473,948	1,473,948	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
共同収容設備賃貸借契約	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	1,902,600	1,902,600	100.0%	—	本契約は、月形大橋の架け替えの管路敷設の間、共同収容設備を借入れるものであり、新橋完成まで必要となるため。	平成24年度	
大型広幅複合機一式借入及び保守点検	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	リコー北海道(株) 北海道札幌市中央区北7条西4丁目12番地	会計法第29条の3第4項	1,158,465	1,158,465	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機一式借入及び保守点検	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)綜合商会 北海道札幌市豊平区 豊平6条10-2-32	会計法第29条の3第4項	2,076,480	2,076,480	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
千歳川江別太地下水水位計借入及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)測機社 北海道札幌市中央区 南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	1,123,752	1,123,752	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
千歳川滝原右岸地区地下水水位計借入れ	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)測機社 北海道札幌市中央区南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	1,519,596	1,519,596	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
千歳川東の里地区地下水水位計借入れ	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)測機社 北海道札幌市中央区南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	1,477,284	1,477,284	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
複写機一式借入及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)キサツ 北海道札幌市中央区南二十一条西10-1-36	会計法第29条の3第4項	1,217,784	1,217,784	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
スキャナー一体型カラープリンタ(リコ-Imagio Neo C245モデル75)買貸借及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,854,462	1,854,462	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
ひまわり画像受信装置買貸借	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,174,320	1,174,320	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
複写機1台買貸借及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)ダイヤル 北海道三笠市多賀町20	会計法第29条の3第4項	1,125,132	1,125,132	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
夕張シューパロダム総合建設事業所事務所外1件借上げ	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大和リース(株) 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-36	会計法第29条の3第4項	12,474,000	12,474,000	100.0%	-	複数年度を前提に初年度に係る契約のみ一般競争等を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものについて、契約更新時期を待たざるを得なかったため。	平成23年度	
夕張シューパロダム総合建設事業所札幌事務所借上げ	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	井門 昭二 東京都渋谷区神宮前6-3-8-10	会計法第29条の3第4項	15,500,000	15,500,000	100.0%	-	複数年度を前提に初年度に係る契約のみ一般競争等を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものについて、契約更新時期を待たざるを得なかったため。	平成23年度	
防災対策情報共有サーバー一式借入れ及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	1,069,608	1,069,608	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(CAD)1式借入れ及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)サンコー 北海道札幌市中央区北2条西2丁目32番	会計法第29条の3第4項	1,421,904	1,421,904	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
グループウェアシステム一式の借入及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	会計法第29条の3第4項	11,337,480	11,337,480	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
LANシステム機器一式借入れ及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	2,242,800	2,242,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年数	備考
インターネット関連機器一式の借入及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	会計法第29条の3第4項	2,251,620	2,251,620	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)202台借入れ及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大丸藤井(株) 北海道札幌市中央区南1西3-2	会計法第29条の3第4項	6,363,000	6,363,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)244台借入れ及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	北海道日興通信(株) 北海道札幌市中央区大通東7-12-33	会計法第29条の3第4項	5,841,360	5,841,360	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
用地共用サーバコンピュータ1式借入れ及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	3,616,200	3,616,200	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
土木積算業務用サーバ9式の借入及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	新興サービス(株) 東京都港区西新橋3-7-1	会計法第29条の3第4項	21,042,000	21,042,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機1式借入れ及び保守(用地第1課)	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	1,945,908	1,945,908	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機1式借入れ及び保守(管理課)	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	1,541,724	1,541,724	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機1式借入れ及び保守(施設整備課)	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	2,362,476	2,362,476	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機1式借入れ及び保守(技術管理課)	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)キsatz 北海道札幌市中央区南二十一条西10-1-36	会計法第29条の3第4項	2,116,476	2,116,476	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機1式借入れ及び保守(計画課)	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)キsatz 北海道札幌市中央区南二十一条西10-1-36	会計法第29条の3第4項	1,579,908	1,579,908	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
防災気象情報受信システム一式借入れ及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1-3-1	会計法第29条の3第4項	2,239,545	2,239,545	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約相手の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
防災情報システム一式の借入及び保守	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	ネットワンシステムズ(株) 東京都品川区東品川2-2-8	会計法第29条の3第4項	51,362,850	51,362,850	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
携帯電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	3,191,721	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	4,442,414	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,438,429	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	2,811,433	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,928,843	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	2,246,699	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,545,660	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	2,340,743	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,237,384	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	3,049,249	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	3,831,095	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	着札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,034,070	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,687,642	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,248,120	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
グループウェアシステム一式の借入及び保守	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市乃木町8番15号	会計法第29条の3第4項	8,542,800	8,542,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)225台の借入及び保守	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	6,010,200	6,010,200	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
LAN運用関連機器一式の借入及び保守	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	日通商事(株) 東京都中央区築地6-6-10	会計法第29条の3第4項	8,061,480	8,061,480	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
土木積算業務用サーバ1式の借入及び保守	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市乃木町8番15号	会計法第29条の3第4項	6,136,200	6,136,200	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
水文水质データベースサーバ等一式買借及び保守	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市乃木町8番15号	会計法第29条の3第4項	806,400	806,400	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	2,533,844	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コム 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	3,867,928	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,603,437	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	6,713,445	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	2,794,132	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,670,421	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	8,231,357	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	4,700,851	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	3,738,417	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	木村 邦久 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	5,002,801	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	5,200,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,550,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	4,900,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,700,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,220,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,200,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約相手の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	6,130,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
カラーレーザープリンタ5台一式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	(有)サワガ商会 北海道小樽市花園3丁目14番10号	会計法第29条の3第4項	1,499,400	1,499,400	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)161台の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	(株)大塚商会 北海道札幌市中央区 北1条西3丁目2	会計法第29条の3第4項	4,835,880	4,835,880	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
LAN関連サーバ2式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北 十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	2,101,680	2,101,680	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
気象情報受信装置一式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	住信・松下フィナンシャルサービス(株) 大阪府大阪市北区中之島 3-2-18	会計法第29条の3第4項	2,135,952	2,135,952	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
レーザープリンタ51台借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	リコー北海道(株) 札幌市北区北7条西4 丁目12番地	会計法第29条の3第4項	1,804,320	1,804,320	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
水質水文データベースサーバ一式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	679,480	679,480	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
グループウェアシステム一式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	新興サービス(株) 東京都港区西新橋3-7-1	会計法第29条の3第4項	9,016,560	9,016,560	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
精算業務用サーバ2式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	7,294,140	7,294,140	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複合機25台借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	リコー北海道(株) 札幌市北区北7条西4 丁目12番地	会計法第29条の3第4項	16,966,152	16,966,152	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)2台外1点一式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目15番5号	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	2,603,160	2,603,160	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法費又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
パーソナルコンピュータ118台借入及び保守外8点	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目16番6号	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座6-2-1	会計法第29条の3第4項	8,244,338	8,244,336	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
インターネット関連機器一式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市湖見台1丁目16番6号	平成21年4月1日	新興サービス(株) 東京都港区西新橋3-7-1	会計法第29条の3第4項	2,455,740	2,455,740	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
忠別川外地下水位観測機7台賃貸借	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	873,180	873,180	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
標準行政文書検索システム機器外賃貸借及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	2,115,540	2,115,540	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
カラー複合機1台	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	2,403,072	2,403,072	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
カラー複合機1台	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	5,097,468	5,097,468	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)246台借入	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	8,099,280	8,099,280	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)220台借入	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	5,237,820	5,237,820	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
土木積算システム用サーバ一式借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	10,329,480	10,329,480	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
Webキャッシュサーバ外借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	2,608,200	2,608,200	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
グループウェアシステム一式の賃貸借及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	12,085,760	12,085,760	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
レーザプリンタ17組の借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	945,000	945,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
画像処理システムの借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	5,412,960	5,412,960	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
電子入札用機器一式外1件	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	814,356	814,356	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
電子納品用機器一式の借入	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,150,420	1,150,420	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
単価契約 複合機78台の借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	15,018,192	15,018,192	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
旭川河川事務所管内 地下水位観測機90台賃貸借	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	9,531,900	9,531,900	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
電子複写機1台	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	リコー北海道(株) 札幌市北区北7条西4丁目12番地	会計法第29条の3第4項	1,237,824	1,237,824	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
機器の賃貸借及び保守 電子複写機1台	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	リコー北海道(株) 札幌市北区北7条西4丁目12番地	会計法第29条の3第4項	1,350,397	1,350,397	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
機器の賃貸借及び保守 カラー複合機1台	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	リコー北海道(株) 札幌市北区北7条西4丁目12番地	会計法第29条の3第4項	4,007,052	4,007,052	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約相手の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電子複写機1式	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	リコー北海道(株) 札幌市北区北7条西4丁目12番地	会計法第29条の3第4項	1,004,220	1,004,220	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
農業土木費積算システムサーバの賃貸借及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	1,504,440	1,504,440	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
LAN関連機器一式借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	日通商事(株) 東京都中央区築地5-6-10	会計法第29条の3第4項	3,094,560	3,094,560	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
気象情報受信装置一式	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	住信・松下フィナンシャルサービス(株) 大阪府大阪市北区中之島3-2-18	会計法第29条の3第4項	2,145,780	2,145,780	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
交通量観測システム機器一式借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地2号	会計法第29条の3第4項	1,089,900	1,089,900	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
機器の賃貸借及び保守 電子複写機4台	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	1,692,672	1,692,672	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
単価契約 大型連続複写機8台の借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)サンコー 北海道札幌市中央区北2条西2丁目32番	会計法第29条の3第4項	1,939,140	1,939,140	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	4,422,278	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	2,464,321	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	2,753,003	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,117,165	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,919,419	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	12,069,386	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	3,393,412	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	2,751,726	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
自動電話交換装置一式借入及び保守(室蘭道路事務所)	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	NECネットエスアイ(株) 東京都品川区東品川1-39-9	会計法第29条の3第4項	1,524,600	1,524,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電子複合機4台借上及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東洋事務機(株) 室蘭市高砂町1丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	10,853,004	10,853,004	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
複写機6台課借上保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東洋事務機(株) 北海道室蘭市高砂町1丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	10,928,232	10,928,232	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(広報官)1式外12点借上及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東洋事務機(株) 室蘭市高砂町1丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	1,567,440	1,567,440	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電子入札システム用機器外借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東洋事務機(株) 北海道室蘭市高砂町1丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	1,099,980	1,099,980	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(電子納品検定用)37台外一式借上及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	(株)平林紙店 北海道室蘭市中央区2-8-9	会計法第29条の3第4項	2,758,140	2,758,140	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
土積算システム用サーバー一式借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	14,905,800	14,905,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
交通量観測システム機器一式借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地2号	会計法第29条の3第4項	1,134,000	1,134,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
Webキャッシュサーバー外借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	新興サービス(株) 東京都港区西新橋3-7-1	会計法第29条の3第4項	3,087,000	3,087,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
鶴川・沙流川洪水予測システム一式借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	ネットワンシステムズ(株) 東京都品川区東品川2-2-8	会計法第29条の3第4項	23,184,000	23,184,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
グループウェアシステム一式借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	大丸藤井(株) 北海道札幌市中央区南1西3-2	会計法第29条の3第4項	11,788,560	11,788,560	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再試験の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
CADシステム外一式借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	(株)サンコー 北海道札幌市中央区 北2条西2丁目32番	会計法第29条の3第4項	1,341,900	1,341,900	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
気象情報受信装置一式借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	住信・松下フィナンシャルサービス(株) 大阪府大阪市北区中 之島3-2-18	会計法第29条の3第4項	2,135,952	2,135,952	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)220式の借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	大丸藤井(株) 北海道札幌市中央区 南1西3-2	会計法第29条の3第4項	6,625,080	6,625,080	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
LAN関連機器一式借入及び保守	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座6- 2-1	会計法第29条の3第4項	9,926,280	9,926,280	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
デジタル複合機1式借上保守業務(日高道路事務所)	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東洋事務機(株) 北海道室蘭市高砂町1 丁目2番23号	会計法第29条の3第4項	2,390,784	2,390,784	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費削減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	3,837,634	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	2,978,852	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	3,718,716	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	1,125,618	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	13,699,825	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	4,532,167	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	4,114,806	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約相手の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,300,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	3,200,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	2,140,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,830,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	4,460,551	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	2,122,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	室蘭開発建設部長 佐藤昌志 室蘭市入江町1番地14	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,185,013	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
webキャッシュサーバ外借入及び保守一式	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	2,598,624	2,598,624	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
グループウェアシステム一式の賃貸借及び保守	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	12,720,960	12,720,960	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
LAN関連機器一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	18,874,800	18,874,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)3台外借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	874,440	874,440	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
土木積算業務用サーバ一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	6,048,000	6,048,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
パーソナルコンピュータ(電子入札用)4台外借入及び保守	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)15台借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,461,600	1,461,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
プリンタ19台借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,398,600	1,398,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(電子入札・納品用)13台外借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,098,720	1,098,720	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)183台借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	アルファシステム(株) 北海道釧路市島取大通6丁目3番1号	会計法第29条の3第4項	4,814,964	4,814,964	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複合機22台借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区 大通西10-4-133	会計法第29条の3第4項	13,244,110	13,244,110	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)121台借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	5,869,704	5,869,704	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
CALS/EC用サーバー一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,764,000	1,764,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写伝送装置4式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)サンエス・マネジメント・システムズ 北海道釧路市星が浦1丁目7番1号	会計法第29条の3第4項	1,603,980	1,603,980	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
標津川旧日川地下水位計外借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
釧路湿原観測孔水位計借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)測機社 北海道札幌市中央区 南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	2,162,160	2,162,160	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
総合河川情報端末装置外借入れ	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	三菱電機クレジット(株) 東京都品川区西五反田1-3-8	会計法第29条の3第4項	1,134,000	1,134,000	100%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
鋼路湿原西部観測孔水位計借入れ	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)測機社 北海道札幌市中央区南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	2,702,700	2,702,700	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
交通量観測システム機器一式借入及び保守	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	1,008,000	1,008,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
鋼路川洪水予測システム一式借入れ	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	6,678,000	6,678,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
鋼路湿原水位計借入れ	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)測機社 北海道札幌市中央区南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	1,839,600	1,839,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
電話料	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	4,112,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,749,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項	-	1,438,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	6,442,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,851,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,136,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 鋼路開発建設部 鋼路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	3,768,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随筆契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,114,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,502,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,914,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,892,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,566,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ1台外一式(治水課)賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北 十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	5,441,268	5,441,268	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
パーソナルコンピュータ(電子納品検査用)20台外一式借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	4,158,000	4,158,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)264式借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	日興通信(株) 東京都世田谷区桜丘1 -2-22	会計法第29条の3第4項	7,527,240	7,527,240	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)108台の借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	北海道日興通信(株) 北海道札幌市中央区 大通東7-12-33	会計法第29条の3第4項	3,697,344	3,697,344	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
スキャナ付デジタルカラー複合機一式(工務課)賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)曾我 北海道帯広市南町東1 条2-2	会計法第29条の3第4項	2,364,264	2,364,264	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
デジタルフルカラー複合機賃貸借及び保守管理(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	十勝事務機販売(株) 北海道帯広市西19条 南1-4-20	会計法第29条の3第4項	2,771,364	2,771,364	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機6式(契約課・技術管理課・治水課・農業開発第1課・帯広道路・鹿追農業)保守管理(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	十勝事務機販売(株) 北海道帯広市西19条 南1-4-20	会計法第29条の3第4項	11,909,892	11,909,892	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
複写機一式賃貸借及び保守管理(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)北海道ウテダシステム 札幌市中央区大通東3-1	会計法第29条の3第4項	3,891,132	3,891,132	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機一式賃貸借及び保守管理(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)北海道ウテダシステム 札幌市中央区大通東3-1	会計法第29条の3第4項	1,849,176	1,849,176	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
モノクロプリンタ54台の借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	2,734,200	2,734,200	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
グループウェアシステム一式の借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)HBA 北海道札幌市中央区北四条西7-1-8	会計法第29条の3第4項	10,823,400	10,823,400	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
土庫積算業務用サーバー一式借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	5,786,000	5,786,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
インターネット関連機器一式賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	2,242,800	2,242,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
ウイルス対策ソフトウェア管理サーバー一式借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	4,372,200	4,372,200	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
農業積算システム用サーバー一式の借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	1,458,560	1,458,560	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
気象情報受信装置一式賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	住信・松下フィナンシャルサービス(株) 大阪府大阪市北区中之島3-2-18	会計法第29条の3第4項	1,535,436	1,535,436	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
交通量常時観測システム機器一式借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地2号	会計法第29条の3第4項	1,083,600	1,083,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
CAD関連運用機材一式の賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)サンコー 北海道札幌市中央区北2条西2丁目32番	会計法第29条の3第4項	935,424	935,424	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年度	備考
十勝川河川防災情報システム一式貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	ネットワンシステムズ(株) 東京都品川区東品川2-2-8	会計法第29条の3第4項	23,032,800	23,032,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
パーソナルコンピュータ3式及びプリンタ2式の借入及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)サエキ 北海道帯広市西5条南39-4-7	会計法第29条の3第4項	1,441,440	1,441,440	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	2,500,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,000,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	2,400,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,300,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	3,500,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,800,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	1,600,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	-	2,500,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	KDDI(株) 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	会計法第29条の3第4項	-	1,200,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	会計法第29条の3第4項	-	1,300,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随産契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	3,903,791	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	NTTコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸 町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項	—	1,096,940	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	KDDI(株) 東京都千代田区飯田 橋3丁目10番10号	会計法第29条の3第4項	—	1,011,702	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
携帯電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ 東京都千代田区永田 町2-11-1	会計法第29条の3第4項	—	2,359,441	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	6,021,170	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	3,143,317	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目1番地	会計法第29条の3第4項	—	1,056,199	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の相手方であるため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)242台借入れ(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	(株)小柳中央堂 北海道北見市卸町1- 5-1	会計法第29条の3第4項	6,402,432	6,402,432	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
網走開発建設部 Webキャッシュサーバ外借入及び保守(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5- 2-1	会計法第29条の3第4項	2,315,880	2,315,880	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
網走港湾事務所 電話交換機賃貸借及び保守(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	NECネットエスアイ (株) 東京都品川区東品川1 -39-9	会計法第29条の3第4項	1,335,600	1,335,600	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
網走川外洪水予測システム一式借入及び保守(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	ネットワンシステムズ (株) 東京都品川区東品川2 -2-8	会計法第29条の3第4項	26,588,000	26,588,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	
網走開発建設部 パーソナルコンピュータ(ノート型)電子入札用23台借入(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	1,356,264	1,356,264	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
網走開発建設部 パーソナルコンピュータ(ノート型)86台借入及び保守(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	2,280,600	2,280,600	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
網走開発建設部 用地管理システム用サーバ借入(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	802,620	802,620	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
網走開発建設部 交通量観測システム機器一式借入及び保守(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	1,184,400	1,184,400	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成23年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
網走開発建設部 土木積算用サーバ借入れ(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	7,761,600	7,761,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
網走開発建設部 グループウェアシステム一式借入及び保守(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	11,045,160	11,045,160	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
網走開発建設部 LANシステム機器1式借入(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	3,906,000	3,906,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
網走開発建設部 農薬土木工事費積算システム用サーバ借入及び保守(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	894,600	894,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成24年度	
北見道路事務所 デジタルフルカラー複合機1台賃貸借及び保守(単価契約)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	平成21年4月1日	小林(株) 北海道北見市大通西6-2	会計法第29条の3第4項	2,826,180	2,826,180	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)86式借入及び保守	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	4,010,000	4,010,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)49式賃貸借及び保守	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年4月1日	(株)栄達堂北海道留萌市栄町2-5-28	会計法第29条の3第4項	1,980,000	1,980,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)130式の借入及び保守	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年4月1日	(株)栄達堂北海道留萌市栄町2-5-28	会計法第29条の3第4項	5,010,000	5,010,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
LAN関連機器一式借入及び保守	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	11,160,000	11,160,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
留萌ダム管理支所暗号化装置外一式の借入及び保守	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	980,000	980,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
土木積算業務用サーバ一式賃貸借及び保守	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	6,275,000	6,275,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(電子納品検査用)4台外一式賃貸借及び保守	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年4月1日	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北四条東2-1	会計法第29条の3第4項	1,679,000	1,679,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
グループウェアシステム一式賃貸借及び保守	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年4月1日	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北十六条東19-1-14	会計法第29条の3第4項	8,992,000	8,992,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	